

碧南市監査委員公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、教育部、議会議務局の令和6年度定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

令和7年3月31日

碧南市監査委員 小林 尚

碧南市監査委員 林田 要

令和6年度
定期監査報告書

教育部
議会事務局

碧南市監査委員

定期監査の結果

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項及び碧南市監査基準第4条第1項第1号の規定により実施する監査

2 監査の対象

教育部 庶務課、学校教育課、生涯学習課、スポーツ課、文化財課
藤井達吉現代美術館、海浜水族館
議会事務局 議事課

3 監査の範囲

令和6年4月1日から令和6年12月31日

4 監査の実施期間

令和7年1月27日から令和7年2月20日

5 監査の実施場所

監査委員室

6 監査の着眼点

財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び事務の執行が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかについて監査した。

7 監査の主な実施内容

碧南市監査基準に準拠し、提出された定期監査資料に基づき、関係帳簿の調査を行うとともに、部課長等の説明を聴取して監査を実施した。

8 監査の結果

各事務は、概ね適正に執行されていると認めたが、契約事務において必要な合議を得ていなかったり、発注事務の手順が誤っている案件があった。今後は地方自治法などの関係法令や財務マニュアルなどをよく確認すること。また決裁過程において、担当以外の職員もよく確認すること。